

岐阜県公報

号外(一) 平成二十年十月十日

目次

公 示

岐阜県科学技術振興センターの指定管理者の募集

(研究開発課)

ページ
一

公 示

岐阜県科学技術振興センターの指定管理者の募集

岐阜県科学技術振興センターの管理について、岐阜県科学技術振興センター条例(平成十年岐阜県条例第二十号。以下「条例」という。)第十条第三項に規定する指定管理者となることを希望する者を次のとおり募集します。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

1 募集の内容

(1) 施設の概要

ア 名称

岐阜県科学技術振興センター

イ 位置

各務原市テクノプラザ1丁目1番地

ウ 面積

約7,946㎡(テクノプラザ本館4階及び5階)

エ 主要施設

会議室及び科学技術図書館

(2) 指定管理者の業務

条例第12条に規定する業務とし、その詳細は別に定める「岐阜県科学技術振興センター管理運営業務仕様書」に示すところとします。

(3) 休業日及び利用時間

条例第13条第1号及び第2号に掲げる休業日及び利用時間とします。

(4) 指定の期間（予定）
平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

(5) 業務に必要な経費等
条例第6条第1項に規定する利用料金及び岐阜県から支払う指定管理料をもって、業務を行うものとします。

2 申請資格
(1) 申請資格
ア 指定期間中に、岐阜県科学技術振興センター（以下「センター」という。）を安全円滑に管理運営し、かつ、県民がセンターを平等に利用するために必要な措置が講じられており、センターの適正な管理に必要な経理的及び技術的な基礎を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が共同する団体（以下「共同体」という。）であること。
イ 法人等にあつては、次の^(ア)から^(カ)までのすべての要件を満たしていること。
(ア) 岐阜県内に本社、本店又は団体の活動本拠点を置いている者であること。
(イ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者でないこと、及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(ウ) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）に、次のa又はbのいずれかに該当する者がいないこと。
a 破産者で復権を得ないもの
b 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
(エ) 次のaからcまでのいずれかに該当する者でないこと。
a 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
b 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
c 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によ

りなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(イ) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
ウ 共同体にあつては、代表構成員が2の(1)のイの^(ア)から^(カ)までのすべての要件を満たし、かつ、すべての構成員が2の(1)のイの^(ア)から^(カ)までのすべての要件を満たしていること。

(2) 申請に関する留意事項
申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。
ア 県職員（知事、副知事、教育長、県議会議員、監査委員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員並びに一般職をいう。）が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人）に就いている法人その他の団体である場合
イ 岐阜県指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本件関係者に対し、本件応募についての不正な接触の事実が認められた場合
ウ 申請書類に虚偽の記載があつた場合
エ 複数の事業計画書を提出した場合
オ 2の(1)に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合
カ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合
ク その他不正な行為があつたと県が認めた場合

3 申請手続等
(1) 申請方法
次に定めるところにより、持参又は郵送により岐阜県総合企画部研究開発課管理調整担当に提出してください。
ア 提出書類
ウ 指定管理者指定申請書

(4) 申請する法人等に関する次に掲げる書類（共同体の場合は、構成員のすべてのもの）

- a 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- b 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、代表者の住民票（外国人である場合は、外国人登録証明書）の写し）
- c 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近5事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- d 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に係る過去3年分の納税証明書
- e 法人等概要書及び法人等の主要業務実績一覧

(4) 事業計画書

(4) 誓約書

(4) 共同体の場合にあっては、共同体協定書の写し、共同体委任状及び共同体構成員表

イ 提出部数
原本1部、副本22部

ウ 受付期間
平成20年10月27日（月）から11月10日（月）まで（県の機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。）

(2) 現地説明会
次の日程で現地説明会を開催します。参加の申込は、所定の様式による参加申込書を平成20年10月20日（月）午後5時までに岐阜県総合企画部研究開発課管理調整担当へ提出してください。

ア 日時
平成20年10月24日（金）午後1時から

イ 開催場所
センター開放研究室1

(3) 募集内容等に係る質疑応答
次に定めるところにより、質疑を受け付けます。なお、受け付けた質問に対しては平成20年11月4日（火）までに、岐阜県総合企画部研究開発課のホームページに掲載する方法で回答する予定です。

ア 受付期間
平成20年10月30日（木）午後5時まで

イ 質問方法
所定の様式による質疑書に記載の上、岐阜県総合企画部研究開発課管理調整担当まで郵送等により提出してください。

4 審査方法等

(1) 審査の方法
審査委員会において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者を選定します。

(2) 指定管理者の候補者の選定
県は、審査委員会の審査結果を基に、優秀者を優先交渉権者として細目協議を行い、協議が整った段階で指定管理者の候補者として選定します。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優先交渉権者との協議を中止し、審査委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うものとします。

(3) 選定結果等の公表
審査の過程における質疑の内容、採点結果、審査の結果等については、公表することがあります。

5 その他
公募について不明な点は岐阜県総合企画部研究開発課管理調整担当（電話058 272 1111 内線2483・2484）に問い合わせてください。

平成二十年十月十日印刷
平成二十年十月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社